

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔府令・省令〕

〔その他告示〕

〔訓令〕

- 意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令(法務二)

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件(特許庁二)
- 特定登録調査機関の先行技術調査業務を一部休止する件(同三)
- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、復権、特別清算、再生、
所有者不明関係

農水産業協同組合貯金保険の保険料率、預金保険の保険料率、日本弁護士連合会令和七年度役員就任関係

特殊法人等

会社その他

- ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件(公正取引委・消費者五)
- 包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件(同六)
- 地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める告示(総務一三三)

- 特定国外派遣組織を指定する件(同一三四)
- 水先人に免許を与えた件(同二六六)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同二六七)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同二六八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法制局 カジノ管理委員会
厚生労働省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

防衛省防災業務計画の改正要旨の公表について(防衛省)

〔公 告〕

諸事項

- 国債の発行等に関する省令及び物価運動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令(財務三七)
- 独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令(デジタル庁・経済産業二)
- 産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令(同五)
- 特定国外派遣組織を指定する件(同六)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十二条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件(厚生労働・経済産業・環境四)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件(同五)
- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(農林水産五〇八)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件(経済産業五〇)

〔省 令〕

府令・省令

○文部閣府、厚生労働省、財務省、農林水産省、令第六号
経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第十七号）の施行に伴い、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

改	正	後	改	正	前
1～3 (略)	1～3 (略)		1～3 (略)	1～3 (略)	
4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。	4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。		4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。	4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。	
一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量 設備を導入する事業所の次に掲げる二酸化炭素の排出量を合計した量	一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量 工エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。様式第9指定～第10表1の「エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素」として同表備考1の規定により計算される数値）		一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量 工エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。様式第9指定～第10表1の「エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素」として同表備考1の規定により計算される数値）	一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量 工エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。様式第9指定～第10表1の「エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素」として同表備考1の規定により計算される数値）	
イ 燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量	ハ 他人から供給された電気の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量		イ 燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量	ハ 他人から供給された電気の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量	
（略）	（略）		（略）	（略）	

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令 生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府・総務省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

附 則	この命令は、令和七年四月一日から施行する。
○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号	内閣府、総務省、文部科学省、令第一号
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）第一条第五項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。	内閣府、総務省、文部科学省、令第一号
令和七年四月一日	令和七年四月一日
5 (略)	5 (略)
二 事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量 事業者全体の前号イからハまでに掲げる二酸化炭素の排出量を合計した量	二 事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量 省エネ法施行規則様式第9特定 第12表1の「事業者全体」における「エネルギー」として同表備考3及び備考4の規定により計算される数値

改	正	後	改	正	前
（在勤官署の所在地）	（在勤官署の所在地）		（在勤官署の所在地）	（在勤官署の所在地）	
第一条 産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和	第一条 産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和				
（略）	（略）		（略）	（略）	

二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。

(表略)

(渡航雑費の不算入)

第二条 国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)第四条の

渡航雑費は、旅費相当額に算入しない。

第四条 令第一條第五項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。(調整)

(旅行雑費の額)

第五条 主務大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。**第四条** 令第一條第五項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。(調整)

(支度料の不算入)

第二条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅

二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。

(表略)

(支度料の不算入)

第二条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅

費相当額に算入しない。

第四条 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。(調整)

(旅行雑費の額)

第五条 主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。**第四条** 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。(調整)

(支度料の不算入)

第二条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅

次で改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令	独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令
(業務方法書の記載事項)	(業務方法書の記載事項)
第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一〇七 【略】	第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一〇七 【略】
八 法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関する事項	八 法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関する事項
九 法第五十二条第一項第十号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項	九 法第五十二条第一項第十号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項
十 法第五十五条第一項第十一号に規定する高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第六十条の二に規定する調査に関する事項	十 法第五十五条第一項第十一号に規定する高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第六十条の二に規定する調査に関する事項
十一 法第五十五条第一項第十二号に規定するガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第一百七十条の二に規定する調査に関する事項	十一 法第五十五条第一項第十二号に規定するガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第一百七十条の二に規定する調査に関する事項
十二 法第五十五条第一項第十三号に規定する中小企業支援法(昭和三十八年法律第一百四十七号)第十七条に規定する業務に関する事項	十二 法第五十五条第一項第十三号に規定する中小企業支援法(昭和三十八年法律第一百四十七号)第十七条に規定する業務に関する事項
十三 法第五十五条第一項第十四号に規定する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第一百五条の二に規定する調査に関する事項	十三 法第五十五条第一項第十四号に規定する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第一百五条の二に規定する調査に関する事項
十四 法第五十五条第一項第十五号に規定する中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第四十五条に規定する業務に関する事項	十四 法第五十五条第一項第十五号に規定する中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第四十五条に規定する業務に関する事項

デジタル庁令・省令

附 則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

○デジタル庁令第一号

○**経済産業省令第一号**
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)及び情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂

経済産業大臣 武藤 容治

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(令和二年経済産業省令第七十八号)の一部を次のように改正する。

い。
一 次号に掲げるもの以外のもの
業大臣

経済産

〔新設〕

十五 法第五十一条第一項第十六号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項
十六 法第五十一条第一項第十七号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項
十七 法第五十一条第一項第十八号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
十八 法第五十一条第一項第十九号に規定する附帯する業務に関する事項
十九～二十二 【略】

（中期計画の認可の申請）

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、経済産業大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主管部门」という。）に提出しなければならぬ。
3 平成七年四月一日以前に提出された申請書は、この命令に規定する「中期計画の認可の申請」に該当する。

（中期計画の認可の申請）

十五 法第五十一条第一項第十六号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
十六 法第五十一条第一項第十七号に規定する附帯する業務に関する事項
十七～二十 【略】

（会計の原則）

第六条 通則法第三十七条の規定により定められた機構の会計は、この命令の定めるところによるものとし、この命令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2 【略】
3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この命令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（会計の原則）

第六条 通則法第三十七条の規定により定められた機構の会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2 【略】
3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

備考 表中の「」は注記である。

〔新設〕
十四 法第五十一条第一項第十五号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項
十五 法第五十一条第一項第十六号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
十六 法第五十一条第一項第十七号に規定する附帯する業務に関する事項
十七～二十 【略】

〔新設〕
（年度計画の記載事項等）
濟産業大臣及び内閣総理大臣
（年度計画の記載事項等）
济産業大臣及び内閣総理大臣

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○財務省令第三十七号

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令及び物価運動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣 加藤 勝信

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

第一条 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（初期利子の支払額等）	（初期利子の支払額等）
第八条 【略】	第八条 【同上】
3 前項の場合において、財務大臣は、初期利子の支払額のうち、国債発行日に日本銀行に対し払い込ませる初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する金額を、第四条第三項、第五条第十一項、第六条第十一項及び前条第三項の規定による告示並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定による通知に掲載するものとする。	3 前項の場合において、財務大臣は、初期利子の支払額のうち、国債発行日に日本銀行に対し払い込ませる初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する金額を、第四条第三項、第五条第十一項、第六条第十一項及び前条第三項の規定による告示並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定による通知に記載するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（物価運動国債の取扱いに関する省令の一部改正）

第二条 物価運動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○法務省訓令第1号

出入国在留管理庁長官

地方出入国在留管理局支局長

地方出入国在留管理局出張所長

地方出入国在留管理局支局出張所長

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成31年法務省訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第61条の2の8第2項」を「法第61条の2の11第2項」に改める。

附 則

この省令は、官報の発行に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

（受入経過利子等）

（受入経過利子等）

第五条

【同上】

2 前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に掲載するものとする。

2 前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に記載するものとする。

（受入経過利子等）

（受入経過利子等）

第五条

【同上】

2 前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に記載するものとする。

改 正 後

改 正 前

省

令

その他規則

○公正取引委員会告示第五号
消費 費者 庁告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長 古谷 一之
消費者庁長官 新井ゆたか

ハム・ソーセージ類の製造・加工販売業、輸入販売業等の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月十一日付けで認定した。

二 規約に係る事業の種類

ハム・ソーセージ類の製造・加工販売業、輸入販売業等

三 規約の内容

別記のとおり変更する。

四 認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合するとの認められ。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第36条第1項</u> の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取り扱いについて行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第36条第1項</u> の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取り扱いについて行う表示に関する事項を定めるこ

○公正取引委員会告示第六号
不當景品類及び不當表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、包装食パンの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長 古谷 一之
消費者庁長官 新井ゆたか

不當景品類及び不當表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、包装食パンの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長 古谷 一之
消費者庁長官 新井ゆたか

包装食パンの製造・販売及び輸入販売業

三 規約の内容

別記のとおり変更する。

四 認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合するとの認められ。

別記

包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
(定義) 第2条 この規約において「包装食パン」とは、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼き型をいう。）に入れて焼いたもので、水分が10パーセント以上のものであつて、製造所で放冷又は冷却後包装し、販売のために小売店に出荷される食パンをいう。	(定義) 第2条 この規約において「包装食パン」とは、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼き型をいう。）に入れて焼いたもので、水分が10パーセント以上のものであつて、製造所で放冷又は冷却後包装し、販売のために小売店に出荷される食パンをいう。

この場合、パン生地とは小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主要原料とし、これにパン酵母を加えたものはこれらに水、

食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをいう。

う。

この場合、パン生地とは小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主要原料とし、これにイーストを加えたものはこれらに水、

食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをいう。

う。

変 更 後	変 更 前
2・3 (略)	2・3 (略)

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行し、令和六年十月一日から適用する。

附 集

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行し、令和六年十月一日から適用する。

令和七年四月一日

総務大臣 村上誠一郎

○総務省告示第50号
地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第一二三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千二百七十四億六千九百四十九万二千円とする。

○総務省告示第五百四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

総務大臣 村上誠一郎

称

比国における実動訓練参加部隊

二 国外派遣期間 令和七年四月二日から令和七年五月九日まで

三 派遣人数（概数） 百六十人程度

四 派遣地域 フィリピン共和国

○厚生労働省告示第四号

○経済産業省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四八年法律第百十七号）第十一條の規定に基づき次に掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 武藤 容治
経済産業大臣 資麿 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき
指定を取り消した優先評価化学物質の名称
86 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）別 (7)-172
名ボリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル

整理番号
厚生労働省告示第五号

○経済産業省告示第五号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四八年法律第百十七号）第一条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称
286 チオシアン酸銅（1） (1)-129
287 N-デシル-N-エチル-N-メチルデカン-1-アミニウムの塩 (2)-184
288 α -ヒドロ- ω -{[(9Z)-オクタデカ-9-エノイル]オキシ}ボリ（オキシエタノール、2-ジイソ）1以上（の整数とする。) (9)-191
(7)-188
(7)-319
(7)-1392

整理番号

○農林水産省告示第五百四十八号
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第二百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
令和七年四月一日

表福岡県の項中「三瀬町農業協同組合」を削る。
農林水産大臣 江藤 拓

○経済産業省告示第五十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第二百十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月一日

経済産業大臣 武藤 容治

表の指定の期間の欄中「令和七年三月三十一日」を「令和七年六月三十日」に改める。

○特許庁告示第二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

令和七年四月一日

特許庁長官 小野 洋太

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人の氏名又は名称	登録を受けた者が登録を受けた者と同一の事務所で調査業務を行なう区画の名称及び所在地
号第五十九	令和七年四月一日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 (代表取締役) 南部 靖	株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市中央区博労町三丁目5番1号 東京分室 東京都中央区日本橋一丁目2番5号 三島分室 静岡県三島市一番町18番22号 福岡分室 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号

詔書項

有 権 者 申 出 方

元当局所属公証人米重哲男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年4月1日

さいたま地方法務局

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

測量の種類	実施時期	地 域	国土交通大臣 中野 洋昌 備 考
復旧測量	令和6年 全国度		電子基準点（標高改測）、電子基準点（付）（標高改測）、三角点（標高改算）、改測）、多角点（標高改算）、地殻変動観測点（標高改算）、水準点（改算）、超長基線電波干渉計観測点（標高改算）

ジオイド測量	令和6年 全国度	ジオイド・モデル「ジオイド2024日本とその周辺」
離島の基準面補正量確定測量	令和6年 全国度	基準面補正パラメータ

基準点測量	令和6年 沖縄県宮古島市度	三角点（新設）
-------	---------------	---------

時空間変位確定測量	令和6年 全国度	地殻変動補正パラメータ.2025
-----------	----------	------------------

電子基準点測量	令和6年 北海道白糠郡白糠町度	電子基準点（新設）
---------	-----------------	-----------

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第137号

宮城県栗原市志波姫南郷蒜ヶ崎61番地

申立人 菅原 元

本籍宮城県栗原市志波姫南郷蒜ヶ崎61番地、最後の住所宮城県大崎市古川下中目字町浦13番地2、死亡の場所宮崎県大崎市、死亡年月日令和5年3月26日、出生の場所宮城県栗原郡志波姫村、出生年月日昭和23年10月29日、職業無職

被相続人 亡 菅原 芳雄

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-4ニチモビル浦和4階 大倉浩法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大倉 浩
催告期間満了日 令和7年10月24日
さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第30012号

茨城県牛久市田宮3-2-1サンガーデンC棟

申立人 竹村 明久

本籍千葉県船橋市松が丘4丁目638番地104、最後の住所千葉県富里市御料868番地8、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和6年11月17日、出生の場所北海道天塙郡豊富村、出生年月日昭和21年2月20日、職業無職

被相続人 亡 竹村 駿

事務所千葉市中央区中央3丁目9番9号エレル千葉中央ビル6階千葉のぞみ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹中 大樹

催告期間満了日 令和7年11月10日

千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年（家）第30014号

千葉県我孫子市我孫子1858番地

申立人 我孫子市

本籍千葉県我孫子市布佐2462番地、最後の住所千葉県我孫子市柴崎台4丁目13番13号れんげの里、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所千葉県東葛飾郡布佐町、出生年月日昭和6年11月6日、職業不明

被相続人 亡 石井 ちよ

事務所千葉県松戸市松戸1281-29 京阪松戸ビル5階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 斎藤 雅子

催告期間満了日 令和7年11月5日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年（家）第80700号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目36番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区八王子1丁目7番15号 みづばレジデンス与野アネックス、死亡の場所埼玉県さいたま市西区、死亡年月日令和5年4月4日、出生の場所山口県徳山市、出生年月日昭和20年12月23日、職業無職

被相続人 亡 國重 悅史

千葉県千葉市中央区中央3丁目10番4号 弁護士法人すばる法律事務所
相続財産清算人 弁護士 柳田 東生
催告期間満了日 令和7年11月7日
千葉家庭裁判所館山支部

令和6年（家）第73151号

東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目29番12号
申立人 間瀬福美雄

本籍東京都墨田区立川1丁目22番地、最後の住所東京都墨田区立川1丁目10番6号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和5年11月26日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和23年8月4日、職業無職

被相続人 亡 須磨ミチ子

事務所東京都千代田区永田町2丁目10番1号
永田町山王森ビル2階 米津・逢坂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 逢坂 哲也
催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年（家）第73553号

埼玉県蓮田市西新宿6丁目138番地

申立人 田中 準二

本籍東京都板橋区板橋2丁目1番地、最後の住所東京都板橋区高島平9丁目1番8-517号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日推定令和6年2月、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和46年12月3日、職業無職

被相続人 亡 成谷 忠昭

事務所東京都千代田区神田猿楽町1丁目2番3号 U Tビル4階 津波朝日法律事務所

相続財産清算人 弁護士 津波 朝日

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70061号

秋田県能代市二ツ井町字上台1番地1

申立人 二ツ井白神土地改良区

本籍秋田県能代市二ツ井町仁鮎字大川反36番地、最後の住所東京都目黒区下目黒3丁目12番11号メゾンアロー202、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和6年1月28日、出生の場所秋田県能代市、出生年月日昭和28年10月20日、職業不明

被相続人 亡 畠山 知也

事務所東京都千代田区内神田1丁目12番13号第一内神田ビル4階 橋本・高木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 裕也

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第40992号
東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
申立人 独立行政法人住宅金融支援機構 受託者 株式会社イオン銀行
本籍長野県佐久市根々井559番地、最後の住所神奈川県横浜市港北区日吉本町3丁目3番5-105号、死亡の場所神奈川県横浜市都筑区、死亡年月日令和6年3月26日、出生の場所茨城県行方郡潮来町、出生年月日昭和55年5月10日、職業会社員
被相続人 亡 大塚慎一郎
事務所神奈川県横浜市中区山下町207閑内JSビル8階
相続財産清算人 弁護士 原田 雅紀
催告期間満了日 令和7年11月12日 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40120号
神奈川県座間市南栗原3丁目6番2号
申立人 大矢 正幸
本籍神奈川県横須賀市深田台29番地、最後の住所神奈川県大和市深見3615番地3県大和大塚戸共同住宅4-412号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日令和6年11月19日頃、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和25年12月21日、職業パート
被相続人 亡 小野 孝幸
事務所岐阜市神田町2-12 松久オフィスビル4階 弁護士法人神谷法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神谷 慎一
催告期間満了日 令和7年10月14日 岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第7047号
川崎市川崎区東田町2番地11 大谷加工川崎大通りビル3階 あおい川崎法律事務所
申立人 棚村 隆行
本籍東京都品川区西五反田3丁目631番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原6丁目45番18号白寿苑210、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死亡年月日令和6年9月3日、出生の場所岩手県九戸郡野田村、出生年月日大正13年9月15日、職業無職
被相続人 亡 伊東ミサノ
川崎市川崎区東田町2番地11 大谷加工川崎大通りビル3階 あおい川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 棚村 隆行
催告期間満了日 令和7年10月20日 横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第15027号
新潟市秋葉区結268
申立人 友坂 純一

本籍新潟市秋葉区市之瀬227番地、最後の住所新潟市秋葉区市之瀬227番地、死亡の場所新潟市江南区、死亡年月日令和6年6月28日、出生の場所新潟県新津市、出生年月日昭和29年10月25日、職業無職
被相続人 亡 田辺 峰雄
新潟市秋葉区さつき野4丁目14-20 にいつさつき野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木智之
催告期間満了日 令和7年10月17日 新潟家庭裁判所

令和7年(家)第55号
岐阜市鏡島中1丁目14番24号
申立人 小野 明彦
本籍岐阜県岐阜市鏡島中1丁目14番、最後の住所富山県高岡市野村1112番地3ハートフルラ・フォンテ103号室、死亡の場所岐阜県高山市、死亡年月日平成30年7月25日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和56年9月1日、職業飲食店経営
被相続人 亡 小野 孝幸
事務所岐阜市神田町2-12 松久オフィスビル4階 弁護士法人神谷法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神谷 慎一
催告期間満了日 令和7年10月14日 岐阜家庭裁判所

令和6年(家)第7874号
名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
申立人 名古屋市長 広沢 一郎
本籍名古屋市中村区寿町17番地1、最後の住所名古屋市中村区寿町17番地、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日令和5年1月1日頃から10日頃までの間、出生の場所岐阜県郡上郡白鳥町、出生年月日昭和35年9月29日、職業不明
被相続人 亡 尾崎 公明
事務所名古屋市中村区名駅4丁目24番5号 第2森ビル5階502号 名駅南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩田 崇仁
催告期間満了日 令和7年10月31日 名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第1164号
愛知県西尾市寄住町下田22番地
申立人 西尾市
本籍愛知県西尾市行用町東屋敷15番地、最後の住所愛知県西尾市行用町東屋敷15番地、死亡の場所愛知県豊明市、死亡年月日令和6年9月28日、出生の場所愛知県幡豆郡福地村、出生年月日昭和24年1月14日、職業無職
被相続人 亡 久野 正博

愛知県岡崎市康生通南3丁目11番地 岡崎東ビル2階
相続財産清算人 弁護士 牧 亮治
催告期間満了日 令和7年10月15日 名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第2014号
滋賀県大津市清和町7番7号
申立人 上坂 佳代
本籍滋賀県大津市仰木2丁目3313番地、最後の住所滋賀県大津市仰木3丁目1番12号、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所滋賀県滋賀郡仰木村、出生年月日昭和25年12月11日、職業自営業
被相続人 亡 上坂 正次
滋賀県大津市末広町4番5号 NS大津ビル4階 女性の法律事務所パール
相続財産清算人 弁護士 大野 聰子
催告期間満了日 令和7年11月10日 大津家庭裁判所

令和7年(家)第6号
京都府宇治市五ヶ庄平野12番地の15
申立人 特定非営利活動法人山城権利擁護ネットワーク
代表者理事 藤村 明生
本籍京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字本町99番地、最後の住所京都府宇治市菟道岡谷16番地の3宇治明星園特別養護老人ホーム、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日令和6年9月14日、出生の場所大阪市北区、出生年月日昭和18年7月12日、職業無職
被相続人 亡 馬場壽美子
事務所京都府八幡市男山泉18-13 林第1ビル2階 ルーク法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石黒 大地
催告期間満了日 令和7年10月16日 京都家庭裁判所

令和7年(家)第80158号
大阪府大阪市都島区友渕町1丁目3番10号
申立人 友渕コーポ管理組合
本籍大分県別府市大字浜脇3006番地、最後の住所大阪府大阪市都島区友渕町1丁目3番10-207号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和5年3月25日、出生の場所福岡県鞍手郡劍町、出生年月日昭和28年3月11日、職業不明
被相続人 亡 里 隆男
大阪市中央区瓦町3丁目4番9号フカキ瓦町ビル3階
相続財産清算人 弁護士 西村 潤帰
催告期間満了日 令和7年11月10日 大阪家庭裁判所岸和田支部

大阪市住吉区我孫子東3-1-13アソルティ我孫子ビル5階
相続財産清算人 弁護士 堤 茂豊
催告期間満了日 令和7年11月11日 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4039号
大阪府堺市中区平井108-1
申立人 山脇 謙治 外2名
本籍大阪府堺市中区平井946番地2、最後の住所大阪府堺市中区平井946番地2、死亡の場所大阪府堺市中区、死亡年月日令和5年10月20日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和39年3月16日、職業無職
被相続人 亡 山脇 正弘
事務所大阪市中央区今橋2丁目2番2号南都銀行大阪北浜ビル5階
相続財産清算人 弁護士 市川 裕子
催告期間満了日 令和7年10月23日 大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第2006号
大阪府大阪狭山市東茱萸木1丁目2308番地の2
申立人 北側 明子
本籍福井県福井市尼ヶ谷町第9号7番地、最後の住所大阪府岸和田市尾生町6丁目12番31号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和28年12月16日、職業無職
被相続人 亡 本塚 幹彦
大阪市北区西天満4丁目8番17号宇治電ビルディング11階
相続財産清算人 弁護士 福井 俊一
催告期間満了日 令和7年11月10日 大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第2015号
大阪府和泉市府中町2丁目7番5号
申立人 和泉市
本籍大阪府和泉市府中町5丁目16番、最後の住所大阪府和泉市府中町5丁目16番14号、死亡の場所大阪府和泉市、死亡年月日令和6年8月11日頃から20日頃までの間、出生の場所和歌山県那賀郡粉河町、出生年月日昭和30年1月26日、職業不詳
被相続人 亡 里 隆男
大阪市中央区瓦町3丁目4番9号フカキ瓦町ビル3階
相続財産清算人 弁護士 西村 潤帰
催告期間満了日 令和7年11月10日 大阪家庭裁判所岸和田支部

令和6年（家）第30526号
広島県大竹市新町3丁目10番34号
申立人 正木 直
本籍広島県大竹市防鹿3314番地、最後の住所広島県大竹市防鹿3314番地、死亡の場所広島県廿日市市、死亡年月日令和6年8月30日、出生の場所広島県大竹市、出生年月日昭和42年4月5日、職業無職
被相続人 亡 正木浩太郎
事務所広島市中区上八丁堀7-5 ピロティヒロシマビル3階
相続財産清算人 弁護士 細田 元彰
催告期間満了日 令和7年10月20日
広島家庭裁判所

令和6年（家）第30110号
広島県福山市若松町7番8号
申立人 品川 詞義
本籍広島県福山市神辺町字平野1127番地1、最後の住所広島県福山市新市町大字宮内1316番地1コープしんいち321、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所広島県深安郡神辺町、出生年月日昭和27年1月7日、職業無職
被相続人 亡 岸本 邦子
広島県福山市神辺町大字川北545番地
相続財産清算人 司法書士 柳原 晶子
催告期間満了日 令和7年10月14日
広島家庭裁判所福山支部

令和6年（家）第380号
徳島県三好郡東みよし町足代3030-1
申立人 近藤 政利
本籍徳島県三好市池田町シマ757番地、最後の住所徳島県三好市池田町シマ758番地2、死亡の場所徳島県三好市、死亡年月日令和6年9月25日頃、出生の場所徳島県三好郡三野町、出生年月日昭和37年6月15日、職業不詳
被相続人 亡 安宅美由紀
主たる事務所徳島市幸町3丁目101番地リーガルアシスビル2階
相続財産清算人 司法書士法人ひとざい
催告期間満了日 令和7年10月31日
徳島家庭裁判所池田出張所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に

権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年（ヘ）第1号
埼玉県比企郡小川町大字高谷2452番地5
申立人 株式会社ピー・アンド・プラス
代表者代表取締役 亀田 篤志
申立人代理人弁護士 野本 俊輔
同 吉葉 一浩
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月26日
令和7年3月12日 宇都宮簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 ZD31924
金額 511,276円
支払期日 令和7年2月20日
支払地 栃木県宇都宮市
支払場所 株式会社足利銀行本店
振出日 令和6年12月23日
振出地 栃木県宇都宮市
振出人 藤井産業株式会社 代表取締役 藤井 昌一
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第19号
石川県金沢市みどり1丁目58番地
申立人 山岸 英路
本籍石川県金沢市羽場町160番地2、最後の住所石川県金沢市羽場町160番地2
不在者 山岸 善作
昭和11年7月15日生
届出期間満了日 令和7年7月10日
金沢家庭裁判所

令和6年（家）第444号
秋田県秋田市広面字糠塚82番地1ロイヤルハイツ拾壹番館104号
申立人 佐藤麻衣子
本籍秋田県秋田市外旭川字山崎331番地、最後の住所石川県七尾市藤橋町1部35番地1アートパレス山岸105号
不在者 佐藤 芳直
昭和51年2月13日生
届出期間満了日 令和7年7月11日
金沢家庭裁判所七尾支部

令和7年（家）第10022号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦1241番地31
申立人 森口 貞美
本籍和歌山県田辺市上屋敷町94番地、最後の住所不明
不在者 栗山 きみ
明治35年10月31日生
届出期間満了日 令和7年7月10日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年（家）第10023号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦1241番地31
申立人 森口 貞美
本籍和歌山県田辺市上屋敷町94番地、最後の住所不明
不在者 栗山 道夫
昭和9年1月12日生
届出期間満了日 令和7年7月10日
和歌山家庭裁判所田辺支部

失踪宣告

令和6年（家）第172号
本籍北海道富良野市字西達布2037番地、最後の住所静岡県静岡市葵区堤町914番地の60
不在者 鈴木 了
昭和36年6月26日生
令和7年3月8日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1003号
本籍兵庫県神戸市中央区下山手通9丁目69番地、最後の住所兵庫県神戸市中央区中山手通8丁目1番3-601号
不在者 西畠 利勝
昭和20年4月16日生
令和7年3月7日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第125号
本籍山口県大島郡橋町大字東安下庄328番地、最後の住所山口県大島郡橋町大字東安下庄328番地
不在者 東原 権六
明治元年12月10日生
令和7年3月5日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

令和6年（家）第383号
本籍福岡県福岡市南区野多目3丁目2番、最後の住所福岡県福岡市南区屋形原3丁目34番34号
不在者 吉田 雄作
昭和57年10月12日生
令和7年3月6日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年（ヘ）第13号
名古屋市北区上飯田西町3-13グランコート上飯田1503号（住民票上の住所）名古屋市名東区照が丘232番地の5
申立人 小澤 正敏
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月5日
令和7年3月6日 名古屋簡易裁判所
(別紙) 目録
小切手（線引）1通
小切手番号 AA04542
金額 1,500,000円
支払人 株式会社名古屋銀行一社支店
支払地 名古屋市
振出日 令和6年9月14日
振出地 名古屋市
振出人 株式会社北村土地 代表取締役 北村栄治
最終所持人 申立人

令和6年（ヘ）第1号
福岡県京都郡苅田町新浜町9番地22
申立人 株式会社北九州物流サービス
代表者代表取締役 照島 三舟
権利を争う旨の申述の終期 令和7年2月28日
令和7年3月5日 広島簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 X88234
金額 2,115,410円
支払期日 令和6年11月1日
支払地 広島県安芸郡海田町
支払場所 株式会社広島銀行海田支店
振出日 令和6年7月22日
振出地 広島県安芸郡海田町月見町3番35号
振出人 昭和金属工業株式会社 代表取締役 藤村 茂明
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(フ)第176号 千葉県船橋市本町2丁目19番16号 さくら船橋ハウス、前住所東京都江東区豊洲4丁目11番25-706号 債務者 対馬 隆久 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉見 幸久 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	令和7年(フ)第56号 神奈川県平塚市見附町9番12号 第5匠優ビル501号室 債務者 田村 文誠 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 孝宣 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第218号 千葉市花見川区幕張町5丁目417番地231 幕張住宅501号 債務者 藤原 豊 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 亘市 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第8号 山口県防府市大字仁井令1037番地の5、前住所山口県防府市大字江泊1827番地の5 債務者 山田 美穂(旧姓時本) 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有近 拓也 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 山口地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第211号 千葉県市川市堀之内4丁目6番15号(パティオ貝塚台VIII103号) 債務者 貞金 晏正 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 友美子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	令和7年(フ)第27号 鹿児島県出水市武本3169番地3 1号棟 債務者 田島 龍太 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有近 拓也 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 山口地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第211号 千葉県市川市堀之内4丁目6番15号(パティオ貝塚台VIII103号) 債務者 貞金 晏正 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 友美子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 浩晃 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 松山地方裁判所西条支部	令和7年(フ)第15号 千葉県いすみ市岬町和泉3267番地10 債務者 中島満寿美 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 類 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第29号 千葉県長生郡白子町剝金583番地11 債務者 丹羽 博之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 知世	1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梨本 勝 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで	令和7年(フ)第37号 千葉県木更津市江川440番地4 債務者 能城 京子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小檜山ひとみ 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 豪夫 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第7号
神奈川県茅ヶ崎市みずき4丁目13番6号 ブルメリア1202
債務者 佐藤 賢一
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 康平
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2502号
横浜市栄区上郷町1120番地 ウィングコートOKI 102
債務者 脇田 幸枝
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲垣周太朗
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1449号
東京都足立区加賀2丁目31-6-1101
債務者 李 貞一
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 祐介
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1507号
東京都墨田区京島1丁目45-1-801
債務者 今田 良源
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 朝倉 祐介
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1508号
東京都足立区千住河原町43-8-103
債務者 小田崎航也
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高倉 太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1569号
東京都足立区西新井本町4丁目26-12-203
債務者 羽原 航太
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 花渕 悠果
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1535号
東京都中野区若宮3丁目1-6-404
債務者 森山 玲子
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 啓之
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1536号
東京都杉並区井草1丁目18-12-201
債務者 柳沼 竜介
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊関 祐
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1538号
東京都北区上中里2丁目26-15-304
債務者 三輪 優太

令和7年(フ)第1606号
東京都荒川区西日暮里6丁目27-4-301
債務者 松浦 歩香
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐々木秀和
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1620号
東京都杉並区高円寺北2丁目21-6 モンブランビル
債務者 酒井 悅子
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯嶋 康宏
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1662号
東京都葛飾区東水元3丁目3-15
債務者 兼松 晶美
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横田由紀子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第288号
東京都清瀬市中里4丁目1149番地53
債務者 久代 智美(旧姓岩戸)
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮山 春城
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月22日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第13号 鳥取県倉吉市関金町安歩498番地9 債務者 福田美和子 法定代表人成年後見人 大谷 和男 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻本 周平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 麻衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 前橋地方裁判所高崎支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第122号 北九州市小倉北区神岳2丁目11番21-204号 債務者 大城 欣子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加地 彰吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田川 瞳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加瀬谷 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 早苗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第24号 鹿児島市西陵6丁目6番16号 債務者 満尾 明 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 竹義 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福岡 宏海 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮 悠理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第15号 (住民票上の住所) 福岡県飯塚市下三緒168番地3 債務者 高田 年春 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井慎一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 福岡地方裁判所田川支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舟木 謙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山地 淳仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第20号 岡山県倉敷市北畠1丁目15番43-3号 エスポワール202 債務者 松田 勇次(旧々氏名富田次郎・旧氏名富田勇次)	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤石あゆ子	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細矢 智史	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笹木 基秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第5742号 大阪市西区江之子島2丁目1番37-3109号 債務者 村上 璃保(旧姓三井) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺西 慶晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南部 篤史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第63号 大阪府枚方市長尾元町1丁目34番16号 債務者 今井恵梨奈 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 侑士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福永 純子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 郁子 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第64号 大阪府岸和田市西之内町11番5-201号 債務者 古川 紀香 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春木 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾山慎太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 良洋 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第40号 大阪府岸和田市西之内町11番5-201号 債務者 古川 紀香 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春木 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 紫音 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第101号 大阪府岸和田市藤井町3丁目14番1号 フレグランス藤井B棟101号、前住所大阪府岸和田市北町10番11号 債務者 西村 昇司 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植村 淳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1239号 広島市西区庚午中3丁目12番7-202号 債務者 山元 恭子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白田 哲朗	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 沖縄県国頭郡金武町字伊芸731番地1 2階 債務者 久保田 昇	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南部 篤史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第4号 札幌市白石区北郷6条10丁目2番29号 パレス88-C号 債務者 東 真貴子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 敦	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南部 篤史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第252号
名古屋市中区丸の内2丁目19-32 パインツリー丸の内7F、商業登記簿上の本店所在地
名古屋市北区如意1丁目112番地
破産者 株式会社L's不動産
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第1787号
札幌市北区新川1条5丁目1番8号
破産者 株式会社アスト・ジャパン
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第1297号
千葉県市原市西五所13-8 ゴールド・パレス101、住民票上の住所千葉県市原市西広1丁目8番地15
破産者 相川 明彦
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1304号
千葉県船橋市三咲7丁目1番21号
破産者 佐藤 征治
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和5年(フ)第275号
岐阜県安八郡神戸町大字北一色468番地の1
破産者 中日ヒューム管株式会社
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岐阜地方裁判所

令和5年(フ)第790号
名古屋市中区四女子町1丁目55番地
破産者 株式会社岡忠工作所
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第506号
栃木県日光市板橋634番地79
破産者 石川 博
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和4年(フ)第5892号
大阪府大阪市東淀川区豊新3丁目1番21号
破産者 株式会社きずな
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3569号
埼玉県狭山市富士見1丁目27-16 ユーアイハイム富士見B-101、開始決定時の住所埼玉県川越市新宿町6丁目25-24 (ライオンズマンション川越南201号室)
破産者 中川 誠一
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第316号
新潟県五泉市横町3丁目2番30-3号
破産者 株式会社チーム
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

新潟地方裁判所民事部

令和5年(フ)第361号
静岡県沼津市町方町73番地
破産者 株式会社イナノビジネスサポート
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成29年(フ)第237号
三重県四日市市白須賀3丁目3番20号
破産者 株式会社ペルズインターナショナル
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第144号
三重県四日市市幸町6番18号
破産者 福村 俊孝
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第932号
京都市東山区泉涌寺門前町30
破産者 株式会社トキプリント
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和5年(フ)第64号
福岡県大川市大字向島2229番地
破産者 有限会社ウイ・ビーシーエス
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和6年(フ)第117号
千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前2丁目41番地5、
前住所千葉県船橋市藤原7丁目1番6棟106号
破産者 正木麻祐子(旧姓味元)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(フ)第3号
秋田県山本郡三種町志戸橋字霜谷地22番地2
破産者 株式会社浅間製作所
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所能代支部

令和6年(フ)第1164号
福岡市中央区小笹1丁目5-1第3三洋ビル
1F
破産者 グランレーベン株式会社
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第4号
長崎県長崎市銅座町4番6号
破産者 有限会社サン薬局
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第151号
青森県弘前市大字平岡町102番地1
破産者 株式会社グローバル
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第158号 静岡市清水区折戸428番地の6 破産者 株式会社チロル 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第77号 茨城県古河市本町1丁目2番1-1408号 破産者 香取 潤 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1723号 水戸地方裁判所下妻支部 札幌市厚別区青葉町8丁目3番1-210号 破産者 吉川 晴美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第185号 静岡県藤枝市南駿河台3丁目8番5号 破産者 楠田 高佳 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第49号 山口県下関市稗田南町10番17号リバティビル 稗田102号室 破産者 大隅商事株式会社 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第96号 茨城県古河市駒羽根250番地4 ワコーアパート2号室、開始決定時の住所茨城県古河市女沼1082番地5 イナリヤマハイツB102号室 破産者 佐藤 秀紀 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1072号 仙台市宮城野区萩野町4丁目5番49号 セジュール萩野102 破産者 鈴木 真也 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1756号 名古屋市中村区稲葉地町8丁目1番地 県営稲葉地住宅2棟606号 破産者 春日 勇一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第202号 大阪府岸和田市尾生町4-21-8 夢彩館DiViⅡC101号室、住民票上の住所和歌山県和歌山市三番丁33番地 破産者 福智祥員こと 金 容準 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第167号 茨城県古河市仁連2031番地9 破産者 関 孝旨 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第747号 水戸地方裁判所下妻支部 名古屋市名東区猪子石原2丁目609番地 破産者 林洋子こと YUN YANG J A 尹 洋子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第851号 神戸市須磨区横尾8丁目1番地の1 51号棟102号 破産者 田中 真吾 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第254号 大阪府泉南郡熊取町大久保北2丁目17番39号 (前住所) 大阪府泉南市新家4401番地の1、事業所所在地大阪府泉佐野市長滝1667-1コスモプラザ2階H号室 破産者 中川不動産こと 中川好一郎 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1625号 名古屋市西区笹塚町2丁目101番地 エクセル21 7A号、従前の住所愛知県岡崎市門前町78番地1 破産者 西岡 亮祐	令和6年(フ)第220号 岐阜県各務原市那加東新町1丁目79番地(ブリムローズ 101) 破産者 吉永 真紀	令和6年(フ)第295号 岡山市東区久保1番地1 破産者 河合 順子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第1620号 大阪府岸和田市岸和田支店 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1623号 名古屋市中村区稲葉地町8丁目1番地 県営稲葉地住宅2棟606号 破産者 春日 勇一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1723号 札幌市厚別区青葉町8丁目3番1-210号 破産者 吉川 晴美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第1435号 静岡県藤枝市南駿河台3丁目8番5号 破産者 楠田 高佳 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第124号
栃木県足利市小俣町2553番地、開始決定時の住所
栃木県足利市小俣町2602番地11
破産者 別府美由紀(旧姓赤坂)
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和6年(フ)第103号
神奈川県座間市立野台2-22-6、住民票上の住所相模原市南区相南4丁目11番38号
破産者 大江 貴美
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第127号
静岡県浜松市浜名区本沢合683番地の1
フェリシアS U Z U K I 101
破産者 堀之内 潔
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第64号
京都市下京区的場通新町東入錢屋町252番地
2
破産者 鉄板ダイニングG A R Y U こと 福井 督
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第2号
京都府舞鶴市宇城屋677番地
破産者 瀬戸 芳之

1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係
令和6年(フ)第316号
兵庫県加古川市加古川町篠原町197番地の3
サンシティ篠原102号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町福屋434番地の8
破産者 春 均
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第59号
大分県中津市沖代町1丁目6番55号 ハイツ耶馬渓B-7、破産手続開始決定時の住所大分県中津市大字永添202番地5
破産者 稲吉 吉孝
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和6年(フ)第420号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田304番地2 サンセールXI203号
破産者 島口由紀子
1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
2 一般調査期日 令和7年5月20日午後4時
令和7年3月19日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1850号
福岡県大野城市御笠川6丁目5番12号
破産者 株式会社ハマ・テック
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 一般調査期日 令和7年5月22日午前10時30分
令和7年3月19日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第847号
福岡市西区愛宕1丁目17番13-702号
破産者 有限会社健康壱番館
1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
2 一般調査期日 令和7年6月18日午前10時
令和7年3月19日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1266号
福岡市西区愛宕1丁目10番7-102号
破産者 有限会社燐プラン
1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
2 一般調査期日 令和7年5月19日午前11時30分
令和7年3月18日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第293号
盛岡市三本柳22地割35番地3 ウェルトD 203号
破産者 長谷川 傑
1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
2 一般調査期日 令和7年7月1日午前10時30分
令和7年3月18日
盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第2095号
福岡県筑紫野市岡田1丁目1番地4 アヴァンセ岡島110号
破産者 大村 尚子
1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
2 一般調査期日 令和7年5月13日午後3時30分
令和7年3月21日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2150号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田819番地 プラシードカーサ104号、前住所福岡県大野城市大城5丁目21番9号 ルミエール大城B102号
破産者 S p e e d メンテナンスこと 石井 洋介
1 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで
2 一般調査期日 令和7年6月20日午前11時30分
令和7年3月18日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1982号
福岡市東区香椎浜2丁目3番7-301号 市営香椎浜団地、前住所福岡市東区三苦5丁目3番20-403号 グランドール三苦MN38
破産者 品川 知明
1 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
2 一般調査期日 令和7年5月27日午前10時30分
令和7年3月18日
福岡地方裁判所第4民事部
令和4年(フ)第3673号
大阪府箕面市箕面5丁目11番11号 箕面セントラルハイツ205号、開始決定時大阪府箕面市箕面4丁目16番40号
破産者 藤井 千尋
1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
2 一般調査期日 令和7年6月23日午後3時
令和7年3月21日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第20号
兵庫県姫路市西庄乙134番地8 ピュアコートB-2
破産者 堀田 健登
1 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
2 一般調査期日 令和7年7月11日午前10時20分
令和7年3月24日
神戸地方裁判所姫路支部
令和5年(フ)第149号
香川県高松市一宮町161番地7 サンビオラ101号室、開始決定時の住所香川県高松市川島東町303番地15
破産者 蓮井 孝明
1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
2 一般調査期日 令和7年6月13日午後2時
令和7年3月24日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第583号
福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2270番地
破産者 九州アコン株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで
2 一般調査期日 令和7年6月20日午前11時30分
令和7年3月18日
福岡地方裁判所第4民事部

債権者集会招集

令和6年(フ)第4305号

大阪府寝屋川市三井南町23番10号(102号)、前住所大阪府寝屋川市境橋町19番4号
破産者 喜島 真代
1 期日 令和7年6月9日午後2時30分
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5374号

大阪市福島区海老江5丁目4番13号 シティライフ野田 703号
破産者 直 進一
1 期日 令和7年6月9日午後2時40分
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年3月14日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第237号

宮崎市宮田町7番37号 若草病院、住民票上の住所宮崎市田野町乙3667番地
破産者 川越 孝二

異議申述期間 令和7年5月7日まで

令和7年3月24日 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第502号

宮崎市宮崎駅東3丁目9番地1 ジョイステーションビル503号
破産者 村浦 信正

異議申述期間 令和7年5月7日まで

令和7年3月24日 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第5621号

大阪市北区長柄中3丁目6番18-703号
破産者 檜山 龍翔

異議申述期間 令和7年5月16日まで

令和7年3月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5715号

大阪市北区中津1丁目6番29-1005号
破産者 株式会社フタバヤ靴店
異議申述期間 令和7年5月16日まで
令和7年3月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5716号

大阪市北区中津1丁目6番29-1005号
破産者 岡本 圭司
異議申述期間 令和7年5月16日まで
令和7年3月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第64号

宮崎県都城市一万城町67号6番地 グラムハウス伍番館1-E
破産者 立元 辰範
異議申述期間 令和7年5月26日まで
令和7年3月24日 宮崎地方裁判所都城支部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から3月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

令和6年(フ)第1042号

大阪市中央区島之内1丁目15番29-503号
破産者 松本千賀子
破産手続開始決定日 令和6年7月30日
令和7年3月21日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第2061号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階
清算株式会社 株式会社ミッドライトランブル
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2号

新潟県上越市東本町2丁目4番7号
清算株式会社 横尾電気工事株式会社
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

新潟地方裁判所高田支部

令和6年(ヒ)第10号

福井県大野市篠座67号22番地
清算株式会社 高野織維株式会社
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福井地方裁判所民事部

令和6年(ヒ)第1002号

長野県千曲市大字鎧物師屋150番地
清算株式会社 エムジー環境エンジニアリング株式会社
代表清算人 森川 潤一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

長野地方裁判所上田支部

特別清算協定認可

令和6年(ヒ)第2023号

東京都港区六本木6丁目12番2号
清算株式会社 株式会社エービー
代表清算人 石田 茂之
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。

2 弁済の方法

(1) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
(2) 按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 弁済及び免除

1 清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後1カ月以内に、特別清算申立日時点の資産である418万1720円から、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額である277万0583円を、各債権額に応じて按分弁済する。

2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、各債権額に応じて按分弁済する。この場合、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2091号

東京都江戸川区中央2丁目20番2号
清算株式会社 株式会社起光建装
代表清算人 鈴木 妙子
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1条 (廃業型ガイドラインにおける再生計画)

協定債権者及び清算株式会社は、本協定案が、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく廃業型私的整理手続(ガイドライン第三部5.)において、協定債権者(別紙「協定債権者一覧表」記載の債権者)の全員同意を得て成立した、清算株式会社にかかる弁済計画案(令和5年6月30日付け計画案・同年8月1日付け成立。以下「本件廃業型GL計画」という。)に基づき策定されるものであることを確認する。

第2条 (協定債権)

協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額(以下「協定債権額」という。)が別紙「協定債権者一覧表」記載の債権額とのおりであることを確認する。

第3条 (共益費用の支払)

清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することをすべき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの(以下「共益費等」は、協定債権に優先して支払う。

<p>第4条（協定債権の権利変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権及び各協定債権にかかる利息損害金全額につき、その債務を免除する。 2 新たに財産が発見された場合の措置 本件協定認可確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 <p>(別紙省略)</p> <p>以上</p>	<p>令和6年（ヒ）第6号</p> <p>長野県佐久市北川525番地52 清算株式会社 株式会社アイティー 代表清算人 井出一彦</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月18日</p> <p>2 主文 次の協定を認可する。 協定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協定債権の権利変更 協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という)については、以下のとおり権利変更を受ける。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 債権債務の確認 株式会社アイティー(以下「会社」という)が各協定債権者に対し負担している令和6年7月31日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額(以下「協定債権額」という)であることを確認する。 (2) 協定債権者に対する弁済 会社は、協定債権者井出一彦を除く各協定債権者(以下「本協定債権者」という)に対し、本協定の認可決定確定日から2ヶ月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。 (3) 本協定債権者による債務免除 本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその他の債務を免除する。 (4) その他の協定債権者による債務免除 協定債権者井出一彦は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者井出一彦に対して負担する一切の債務を免除する。 (5) 新たな財産が発見された場合の追加弁済 会社は、前記(2)の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて支払う。この場合においては、前記(3)の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 	<p>2 弁済の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支払の方法 協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。 (2) 弁済額計算における端数の処理 協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。 (3) 協定債権者の弁済受領不能等 会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。 <p>(別紙省略)</p> <p>以上</p>	<p>令和6年（ヒ）第8号</p> <p>徳島県徳島市東沖洲2丁目1番地15 清算株式会社 株式会社I S T 代表清算人 庄野享</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月17日</p> <p>2 主文 次の協定を認可する。 協定</p> <p>第1 通則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用語の定義 <ol style="list-style-type: none"> (1) 共益的債権 清算株式会社の解散日(同日を含む)以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。 (2) 優先債権 清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。 (3) 解散日 清算株式会社の解散日である令和6年4月30日をいう。 (4) 本件弁済日 本協定第3、2(1)に定める弁済日をいう。 2 弁済に関する通則的事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本協定に定める弁済額の算定の際に生じる1円未満の端数は、切り上げる。 (2) 本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の3日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹(大阪弁護士会所属)の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所(大阪市中央区北浜3丁目2番12号北浜永和ビル5階)においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。 (3) 本協定の効力発生の時期 本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
---	--	--	---

第2 共益的債権及び優先債権の取扱い 共益的債権及び優先債権は随时、全額を弁済する。								
第3 協定債権の取扱い 1 協定債権の概要 協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。 ①協定債権の額 <table border="1"><tr><td>債権総額</td><td>3069万9216円</td></tr><tr><td>内訳 元本</td><td>2924万5469円</td></tr><tr><td>解散日までの利息及び損害金</td><td>145万3747円</td></tr><tr><td>解散日の翌日以後の損害金</td><td>額未定</td></tr></table>	債権総額	3069万9216円	内訳 元本	2924万5469円	解散日までの利息及び損害金	145万3747円	解散日の翌日以後の損害金	額未定
債権総額	3069万9216円							
内訳 元本	2924万5469円							
解散日までの利息及び損害金	145万3747円							
解散日の翌日以後の損害金	額未定							
②協定債権者の数 2名								
2 協定債権者の弁済 清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。 (1) 弁済日 本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。 (2) 弁済額 協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。 ア 弁済総額 金100万円 イ 算定方法 (ア) 徳島県信用保証協会に対する弁済額 100万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、庄野享を除く全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。 (イ) 庄野享に対する弁済額 庄野享に対する弁済額は0円とする。 ウ 各協定債権者への個別弁済額 前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。								

第4 債務免除 協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第5 新たな財産が発見された場合 1 本協定の認可決定日の翌日以降に新たに清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の1週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の1週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から1か月以内に、本協定第3、2(2)イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。
2 前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第4に定める免除を撤回する。 (別紙省略)
徳島地方裁判所民事部 監督命令取消
令和6年(再)第13号 大阪府羽曳野市羽曳が丘9丁目13番8号 再生債務者 林 陽一 主文 令和6年8月29日にした監督命令を取り消す。 令和7年3月19日 大阪地方裁判所第6民事部 再生手続開始
令和7年(再)第1号 山形県尾花沢市新町1丁目4番1号 再生債務者 笹原 誠 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 再生債権の一般調査期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部 再生手続終結
令和6年(再)第13号 大阪府羽曳野市羽曳が丘9丁目13番8号 再生債務者 林 陽一 1 主文 本件再生手続を終結する。 2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した。 令和7年3月19日 大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による再生手続開始
令和7年(再)第2号 群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目15番6号 ラ・フォンテD棟102号 再生債務者 有賀 佑典 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月12日まで
前橋地方裁判所太田支部 令和6年(再)第581号 東京都江戸川区松江1-10-20 再生債務者 福島 徹弘 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月21日まで
東京地方裁判所民事第20部 令和6年(再)第561号 大阪府池田市旭丘2丁目4番28号 再生債務者 岸 正義 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月9日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年(再)第12号 北九州市小倉南区横代北町4丁目20番18号 再生債務者 下條 正皓 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(再)第78号 熊本県菊池郡大津町大字大津1929番地6 再生債務者 大塚 雅史 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和6年(再)第56号 和歌山県岩出市紀泉台360番地の2 再生債務者 アドシャインこと 高橋 輝彦 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(再)第3号 福岡県久留米市田主丸町益生田865番地1 再生債務者 樋口 浩規 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月1日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年(再)第12号 北九州市小倉南区横代北町4丁目20番18号 再生債務者 下條 正皓 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(再)第78号 熊本県菊池郡大津町大字大津1929番地6 再生債務者 大塚 雅史 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで

令和7年（再イ）第1号	熊本市東区月出2丁目4番47号 再生債務者 廣崎久美子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年（再イ）第59号	鹿児島市荒田1丁目7番1号 グランシャト一荒田205号 再生債務者 鬼塚 俊 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後0時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係
令和7年（再イ）第12号	岡山県倉敷市玉島上成499番地11 再生債務者 内村 幸司 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月7日まで 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再イ）第1号	秋田県大仙市大曲西根字上寺野309番地 再生債務者 小松 哲 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月16日まで 秋田地方裁判所大曲支部
令和7年（再イ）第7号	栃木県足利市借宿町611番地1 プロスコートⅢ102 再生債務者 丸山万里子

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月12日まで 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年（再イ）第7号
群馬県太田市内ヶ島町1531番地1 プライムハイツ203号 再生債務者 花田 拓海 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月23日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和6年（再イ）第278号
横浜市港南区港南4丁目10番14号 再生債務者 本多 己信 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第25号
神奈川県海老名市中新田5丁目3番10号 再生債務者 石井 裕 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年（再イ）第23号
長野県松本市浅間温泉3丁目7番17号 コーポコウエイ6号室 再生債務者 岩岡 秀光 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月9日まで 佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年（再イ）第386号	大阪市東住吉区田辺5丁目11番30号 再生債務者 山本 和 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による書面決議に付する決定
令和6年（再イ）第81号	神奈川県愛甲郡愛川町田代314番地の3 再生債務者 岩橋 雅也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和7年（再イ）第2号	神奈川県秦野市北矢名1083番地の3 再生債務者 湯淺 治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和6年（再イ）第81号	静岡県焼津市藤守2608番地の2 再生債務者 長坂 祥吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第4号	愛知県一宮市浅井町尾関字寺田13番地 再生債務者 今西 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月17日 名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(再イ)第90号 愛知県岡崎市上佐々木町字伝左22番地1 G ハウスLavie 203 再生債務者 水野 裕己 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第23号 金沢市田中町い19番地 再生債務者 村井 卓馬 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 金沢地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第15号 石川県小松市津波倉町ワ53番地1 再生債務者 山岸 和彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 金沢地方裁判所小松支部 令和6年(再イ)第47号 愛知県一宮市西萩原1144番地 再生債務者 高橋 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年1月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 24日まで 令和7年3月24日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年(再イ)第140号 京都市左京区岩倉長谷町230番地34 再生債務者 坂口 知之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 24日まで 令和7年3月24日 京都地方裁判所第5民事部再生係 小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年(再イ)第50号 岡山県倉敷市福江1200番地45 再生債務者 川端 誠志 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年3月24日 岡山地方裁判所倉敷支部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和6年(再口)第11号 千葉県市原市光風台4丁目1152番地113 再生債務者 中村 涼太 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(再口)第32号 大阪市東住吉区矢田2丁目2番19号 再生債務者 森 みゆき(旧姓漆原) 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再口)第1号 静岡県磐田市豊岡3418番地37 再生債務者 上田 耕司 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月12日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和6年(再口)第12号 福岡県大野城市筒井3丁目16番1号 パシフィックビル301号 再生債務者 南 博樹 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月 4日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(再口)第30号 大阪府門真市三ツ島5丁目4番20-303号 再生債務者 志原 有香 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月 14日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和7年4月18日まで 令和7年3月21日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再口)第35号 大阪府東大阪市長田西4丁目3番35-201号 再生債務者 鈴木 智穎 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月 18日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità 3 2の書面の提出期間 令和7年4月18日まで 令和7年3月21日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第19号 北海道苫小牧市ときわ町4丁目21番14号 再生債務者 氏家 正博 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第10号 京都府南丹市園部町殿谷室谷21番地 再生債務者 奥村 幸裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所一宮支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 京都地方裁判所園部支部再生係	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(再口)第32号 大阪市東住吉区矢田2丁目2番19号 再生債務者 森 みゆき(旧姓漆原) 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再口) 第5号 長野県松本市大字寿豊丘221番地 再生債務者 草間 秀幸	所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案	次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由	
3 2の書面の提出期間 令和7年4月21日まで 令和7年3月24日 長野地方裁判所松本支部	
令和7年(再口) 第1号 高知市青柳町45番地1 アルファステイツ知寄Ⅱ202号 再生債務者 片岡 勇人	
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月3日付け再生計画案	令和7年(チ) 第1号 宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号 申立人 東北電力ネットワーク株式会社 (最後の住所及び不動産登記記録上の住所)
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由	山形県米沢市万世町立沢10370番地 所有者 亡藤巻農夫
3 2の書面の提出期間 令和7年4月21日まで 令和7年3月24日 高知地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可	届出期間満了日 令和7年5月20日 令和7年3月18日 山形地方裁判所米沢支部 (別紙) 物件目録
令和6年(再口) 第9号 福岡市南区鶴田4丁目1番10-304号 口 ワールマンションやよい坂 再生債務者 黒田 亨	1 所在 米沢市万世町立沢字山崎中通 地番 10690番 地目 畑 地積 231平方メートル
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 福岡地方裁判所第4民事部	2 所在 米沢市万世町立沢字山崎中通 地番 10690番乙 地目 原野 地積 6.61平方メートル
令和6年(再口) 第3号 熊本県荒尾市万田923番地2 再生債務者 松尾 伸二	令和6年(チ) 第2号 山形市松波2丁目8-1 申立人 山形県 住所・居所 不明
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月24日 熊本地方裁判所玉名支部	最後の住所 山形県鶴岡市由良2丁目13番3号 所有者 和田榮三郎
令和6年(再口) 第3号 北海道苫小牧市明野元町2丁目18番2号 再生債務者 根山 京使	届出期間満了日 令和7年5月14日 令和7年3月19日 山形地方裁判所鶴岡支部 (別紙) 物件目録
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月24日 札幌地方裁判所苫小牧支部	1 所在 鶴岡市由良2丁目 地番 4番82 地目 畑 地積 92平方メートル

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告	所有者不明土地管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。	次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年(チ) 第1号 大分市大字今市3684番地 申立人 甲斐 良幸 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 大分県大分郡野津原村大字入蔵1153番地 所在等不明共有者 石井 カナ	令和7年(チ) 第1号 宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号 申立人 東北電力ネットワーク株式会社 (最後の住所及び不動産登記記録上の住所)
届出期間満了日 令和7年7月16日 令和7年3月19日 大分地方裁判所 (別紙) 物件目録	山形県米沢市万世町立沢10370番地 所有者 亡藤巻農夫
1 所在 大分市大字今市字羽原 地番 3536番 地目 山林 地積 8769平方メートル 所在等不明共有者の持分 40分の4	届出期間満了日 令和7年5月20日 令和7年3月18日 山形地方裁判所米沢支部 (別紙) 物件目録
令和7年(チ) 第2号 大分市大字今市3684番地 申立人 甲斐 良幸 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 大分県大分郡野津原村大字入蔵1153番地 所在等不明共有者 後藤 常夫	1 所在 米沢市万世町立沢字山崎中通 地番 10690番 地目 畑 地積 231平方メートル
届出期間満了日 令和7年7月16日 令和7年3月19日 大分地方裁判所 (別紙) 物件目録	2 所在 米沢市万世町立沢字山崎中通 地番 10690番乙 地目 原野 地積 6.61平方メートル
1 所在 大分市大字今市字羽原 地番 3536番 地目 山林 地積 8769平方メートル 所在等不明共有者の持分 40分の7	令和6年(チ) 第2号 山形市松波2丁目8-1 申立人 山形県 住所・居所 不明
令和7年(チ) 第2号 大分市大字今市3684番地 申立人 甲斐 良幸 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 大分県大分郡野津原村大字入蔵1153番地 所在等不明共有者 後藤 常夫	最後の住所 山形県鶴岡市由良2丁目13番3号 所有者 和田榮三郎
届出期間満了日 令和7年7月16日 令和7年3月19日 大分地方裁判所 (別紙) 物件目録	届出期間満了日 令和7年5月14日 令和7年3月19日 山形地方裁判所鶴岡支部 (別紙) 物件目録
1 所在 大分市大字今市字羽原 地番 3536番 地目 山林 地積 8769平方メートル 所在等不明共有者の持分 40分の7	1 所在 鶴岡市由良2丁目 地番 4番82 地目 畑 地積 92平方メートル
令和6年(チ) 第3号 山形市松波2丁目8-1 申立人 山形県 住所・居所 不明	2 所在 鶴岡市由良2丁目 地番 4番85 地目 畑 地積 122平方メートル
令和6年(チ) 第3号 山形市松波2丁目8-1 申立人 山形県 住所・居所 不明	令和6年(チ) 第3号 山形市松波2丁目8-1 申立人 山形県 住所・居所 不明
令和6年(チ) 第3号 山形市松波2丁目8-1 申立人 山形県 住所・居所 不明	令和6年(チ) 第3号 茨城県水戸市笠原町974番地の78 申立人 株式会社コマツザキ 亡宮本信夫の最後の住所 茨城県水戸市愛宕町9番25号 所有者 亡宮本信夫相続財産
令和6年(チ) 第3号 水戸地方裁判所民事部 (別紙) 物件目録	届出期間満了日 令和7年5月16日 令和7年3月17日 水戸地方裁判所民事部 (別紙) 物件目録
1 所在 水戸市愛宕町 地番 2154番4 地目 畑 地積 73平方メートル	令和6年(チ) 第17号 さいたま市南区南本町2丁目2番2号 申立人 株式会社永大 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 浦和市仲町五丁目73番地 所有者 石川 喜通
令和6年(チ) 第17号 さいたま市南区南本町2丁目2番2号 申立人 株式会社永大 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 浦和市仲町五丁目73番地 所有者 石川 喜通	届出期間満了日 令和7年5月19日 令和7年3月19日 さいたま地方裁判所 (別紙) 物件目録
1 所在 さいたま市南区太田窪四丁目 地番 1461番2 地目 宅地 地積 62.84平方メートル	1 所在 さいたま市南区太田窪四丁目 地番 1461番2 地目 宅地 地積 62.84平方メートル

<p>令和7年(チ)第3号 新潟市中央区鎧西2丁目28番22号 申立人 株式会社越後ホームズ 住所・居所 新潟市中央区翁町2丁目5110番地 (不動産登記記録上の住所) 不明 所有者 波塚 キイ (不動産登記記録上の氏名) 浪塚 キイ 届出期間満了日 令和7年5月14日 令和7年3月19日 新潟地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 新潟市中央区翁町二丁目 地番 5110番 地目 宅地 地積 202.64平方メートル</p>	<p>2 所在 島根県鹿足郡津和野町日原 地番 177番7 地目 宅地 地積 272.26平方メートル</p>	<p>令和6年(チ)第3号 広島県福山市神辺町字道上34番地15 申立人 後藤 由季 住所・居所 不明 不動産登記記録表題部共有者 近藤 和吉 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所の一部) 西野村 不動産登記記録表題部共有者 羽田重次郎 住所・居所 不明 不動産登記記録表題部共有者 古本小三郎 住所・居所 不明 不動産登記記録表題部共有者 本村 タケ 届出期間満了日 令和7年5月19日 令和7年3月19日 広島地方裁判所尾道支部 (別紙) 物件目録 所在 三原市西町二丁目 地番 1246番 地目 宅地 地積 3.30平方メートル 不明共有者 近藤 和吉の共有持分4分の1 不明共有者 羽田重次郎の共有持分4分の1 不明共有者 古本小三郎の共有持分4分の1 不明共有者 本村 タケの共有持分4分の1</p>	<p>令和6年(チ)第24号 福岡県古賀市今在家397番地 申立人 古賀市今在家土地区画整理組合 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 所有者 大字今在家(不動産登記記録表題部所有者の記載は、大字今在家) 届出期間満了日 令和7年5月20日 令和7年3月19日 福岡地方裁判所第4民事部 (別紙) 物件目録 所在 古賀市今在家字コヲゾミゾ 地番 269番3 地目 墓地 地積 72平方メートル</p>	
<p>令和7年(チ)第2号 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 申立人 長岡市 代表者市長 磯田 達伸 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 記載なし 所有者 田中栄五郎 届出期間満了日 令和7年5月20日 令和7年3月19日 新潟地方裁判所長岡支部 (別紙) 物件目録</p>	<p>1 所在 長岡市寺泊二ノ関 地番 2350番 地目 畑 地積 42平方メートル</p>	<p>令和7年(チ)第4号 福岡県大野城市白木原1丁目7番44号 申立人 ランドチェック株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 所有者 久光 喜市 届出期間満了日 令和7年5月14日 令和7年3月19日 福岡地方裁判所久留米支部 (別紙) 物件目録 所在 小郡市小郡字下牟田 地番 1875番 地目 墓地 地積 112平方メートル</p>	<p>令和6年(チ)第4号 福岡県大野城市白木原1丁目7番44号 申立人 ランドチェック株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 所有者 久光 喜市 届出期間満了日 令和7年5月19日 令和7年3月18日 那霸地方裁判所 (別紙) 物件目録</p>	
<p>1 所在 長岡市寺泊二ノ関 地番 2350番 地目 畑 地積 42平方メートル</p>	<p>令和7年(チ)第1号 島根県松江市殿町1番地 申立人 島根県 住所・居所 不明 (亡水津博吉の最後の住所) 島根県鹿足郡津和野町日原187番地乙 (亡水津博吉の不動産登記簿上の住所) 島根県鹿足郡日原町大字日原187番地乙 所有者 亡水津博吉相続財産 届出期間満了日 令和7年5月7日 令和7年3月18日 松江地方裁判所益田支部 (別紙) 物件目録</p>	<p>令和6年(チ)第23号 福岡県古賀市今在家397番地 申立人 古賀市今在家土地区画整理組合 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 不明 所有者 大字今在家(不動産登記記録表題部所有者の記載は、大字今在家) 届出期間満了日 令和7年5月20日 令和7年3月19日</p>	<p>令和6年(チ)第5号 佐賀県唐津市相知町横枕1303番地2 申立人 松尾 芳郎 佐賀県唐津市千代田町2109番地17栗原ビル2階 申立人 西九州風力発電株式会社 亡杉金治の最後の住所 佐賀県唐津市呼子町加部島149番地(不動産登記記録上の住所) 東松浦郡呼子町大字加部島149番地 所有者 亡杉金治相続財産 届出期間満了日 令和7年5月30日 令和7年3月18日 佐賀地方裁判所唐津支部 (別紙) 物件目録</p>	
<p>1 所在 島根県松江市殿町1番地 申立人 島根県 住所・居所 不明 (亡水津博吉の最後の住所) 島根県鹿足郡津和野町日原187番地乙 (亡水津博吉の不動産登記簿上の住所) 島根県鹿足郡日原町大字日原187番地乙 所有者 亡水津博吉相続財産 届出期間満了日 令和7年5月7日 令和7年3月18日 松江地方裁判所益田支部 (別紙) 物件目録</p>	<p>1 所在 島根県鹿足郡津和野町日原 地番 163番1 地目 山林 地積 104平方メートル</p>	<p>令和6年(チ)第2号 福岡地方裁判所第4民事部 (別紙) 物件目録 所在 古賀市今在家字雨降 地番 425番 地目 墓地 地積 301平方メートル</p>	<p>令和6年(チ)第3号 沖縄県那霸市高良3丁目6番8号ジャックス・ビーンストークビル2階 申立人 赤嶺美恵子 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) (記載なし) 所有者 不明(管理者)琉球政府 届出期間満了日 令和7年5月19日 令和7年3月18日 那霸地方裁判所 (別紙) 物件目録</p>	

